

**適性評価調査票について**

送信日時: 2013年2月4日 17:02  
宛先: 内調職員103(内閣情報調査室)  
CC: [REDACTED]

内調 [REDACTED] 様

お世話になっております。

先日お電話でご照会頂いた、標記の件についての当省からの追加意見の有無につきましては、人事課にも確認しましたところ、現時点では特段の追加意見はありません。

他方で、当省としましては、引き続き調査票案の内容のみでなく、適性評価の具体的手続きの詳細及びその規定方法（規則なのか、ガイドラインなのか等）について関心を有していますので、今後も引き続き、それらを含めて全体として検討させていただくことを考えています。

宜しくお願ひいたします。

外務省 [REDACTED]

**回答の送付について**

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年2月4日 13:27

宛先:

添付ファイル: 防衛省への回答.jtd (36 KB); 人事評価・苦情制度 逐条解説205.pdf (208 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様、[REDACTED]様

いつもお世話になっております。

別添のとおり回答いたします。遅くなりまして申し訳ありませんでした。

\* \* \* \* \*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

防衛省 担当官 殿

事務連絡  
平成25年2月4日  
内閣情報調査室

防衛省からの質問等（平成24年12月12日付け及び平成24年12月21日付け）に対する回答

標記について、貴省からの平成24年12月12日付け及び平成24年12月21日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 「適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（案）」について（意見）（平成24年12月12日付け）

適性評価における苦情処理制度の導入については、当該制度の導入が、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに真に寄与するか否かという観点から慎重かつ十分な検討を行う必要があるものと思料します。

具体的には、今般、貴室において参考とされている「人事評価制度における苦情処理制度」は、人事評価制度の公正性・透明性の確保と制度の信頼性を高めるため、苦情に適切に対応することが不可欠であり、かつ、日頃から当事者間のコミュニケーションを通じて、評価に対する疑問や不満等の解消を図ることが重要との観点から導入されたものと承知しています。

他方、適性評価制度に関しましては、その調査事項等は法律に明記されるものの、調査結果に基づき適性を評価する際の具体的な判断基準、適性を否定する際の理由などについては、事柄の性質上、極めて機微な内容を含んでいるため、適性評価制度において苦情処理制度を設けたとしても、苦情申立者に対して、具体的・説得的な説明を行うことには一定の限界があるものと考えられることから、「制度の透明性の確保」や「当事者間のコミュニケーションを通じた疑問や不満の解消」といった苦情処理制度の目的が本当に達成できるか、さらには、適性評価制度における苦情処理制度の導入が、本当に適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するのかについて、具体的な事例も想定しつつ、慎重な検討が必要と考えます。

（回答）

御指摘の人事評価における苦情申出制度については、「人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）逐条解説」（別添参照）にあるとおり、人事評価制度への信頼性を確保するための措置として規定されており、具体的には、

- ① 人事評価の結果については、それそのものでは職員の身分関係を即時・直接動かせしめるものではなく、行政不服審査法の対象とはならないこと。
- ② 一方で、人事評価は人事管理の基礎として用いられる以上、職員の勤務条件に少なからず影響を与えるものであること。
- ③ 実際に人事評価は、評価者と被評価者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。

から、人事評価が十分に機能し、円滑に運用されていくため、人事評価制度において、人事評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要があることを理由として、苦情申出制度を設けていると承知している。

適性評価制度については、

- ① 適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものではないことから、「处分

「その他の公権力の行使」には該当せず、行政不服審査法の対象とはならないこと。

- ② 一方で、適性評価の結果、適性を有しないと認められた場合、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外し、特別秘密を取り扱うことのない職に転任させたり、一定の場合には、上位の官職に就けないという事態も想定されるところから、適性評価の結果は、職員に事実上の影響を与えることが否定できないこと。
- ③ 適性評価の実施権者と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。
- ④ 適性評価は、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を得て円滑に運営する必要があること。

から、人事評価と共に有する適性評価制度においても、人事評価と同様に適性評価に対する職員の苦情に対応するための仕組みを設けることが必要であると考えている。また、そもそも、適性を有しないと認めた旨を通知するときは、適性を有しないと認めた理由を通知することを本法で規定することとしたのは、行政機関の長の判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった評価対象者の疑問に可能な限り答えようという側面もあり、適性評価制度の苦情に対応する仕組みを設けることは、これを制度的に担保することにもなる。

なお、苦情の申出に対しては、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知することが必要であるが、これは、苦情の申出を行った者に対して、適性を評価する際の具体的な判断基準等をつまびらかにすることなどを想定しているものではない。適性を有しないと認めた理由を通知するに当たっては、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲で行うこととしているところであり、苦情の処理の結果の通知に当たっても、これを前提とするのは当然である。

## 2 「適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（案）」について（質問）

- ① 2の（2）の条文イメージにおいて、「政令で定めるところにより」とありますが、現段階において、政令で定めることを考えている内容をご教示いただきたい。（平成24年12月12日付け）

- 1 本ペーパーの2の条文イメージ（第7条第9項）において、「政令で定めるところにより」とありますが、現段階において、政令で定めることを考えている内容をご教示いただきたい。【平成24年12月12日付質問と同じ】（平成24年12月21日付け）

（回答）

現段階において、政令では、

- 苦情の申出は書面により行うものとすること
- 行政機関の長又は警察本部長は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならないことなどを規定することを検討している。

- ② 苦情処理に関する枠組みが有効に機能するか否かは、既に当省より質問している「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内」において行うとされる適性評価の結果の通知における説明内容によるところが大きいと考えられるが、この「適性評価の実効性及

び円滑な実施の確保を妨げない範囲」について、その後の検討内容についてご教示いただきたい。(平成24年12月12日付け)

- 2 苦情処理に関する枠組みが有効に機能するか否かは、既に当省より質問している「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内」において行うとされる適性評価の結果の通知における説明内容によるところが大きいと考えられますが、この「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」について、その後の検討内容についてご教示いただきたい。【平成24年12月12日付質問と同じ】

なお、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長が、不満への対応に注意を払うあまり、もううリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれがあるため、先般、平成24年12月12日付質問の1においても申し上げましたが、具体的な事例も想定しつつ、それに対して適切に対応ができるものなのなど、慎重な検討を行う必要があると考えます。そのためには、適性評価の結果の通知の内容と合わせて、適性評価に係る苦情に対応する仕組みを検討すべきと考えますが、この点、貴室のお考えをご教示いただきたい。(平成24年12月21日付け)

(回答)

適性を有しないと認めた理由について、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得るような具体的な内容を通知することで、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めた結果、情報源を明らかにしないことを条件に得られた情報を通知することは、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げることとなると考えられる。したがって、「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」とは、検討中ではあるが、例えば、情報源を秘匿する必要のない情報から得られた事実のうち、評価基準を推測することが事実上可能となり得るような具体的な内容に至らない程度のものが考えられる。

上記のような理由の通知をすることを前提に、苦情にも対応することとなると考えており、適性を有しないと認めた理由の通知と苦情への対応について、適切なものとなるよう、引き続き検討を進めたい。

- 3 本ペーパーにおいては、適性評価に係る苦情に対応する仕組みについて、法律に規定することを念頭に置かれていますが、適性評価は、本ペーパーにおいても記述されていますとおり、「評価対象者の権利義務を変動させるものでもない」ため、必ずしも法律の専属的所管事項ではないと考えられます。この点、当該仕組みのモデルとされている人事評価に係る苦情対応に係る規定については、政令において規定されています。

今般、適性評価に係る苦情に対応する仕組みについて、法律に規定する理由をご教示いただきたい。(平成24年12月21日付け)

(回答)

本法において、適性評価の結果及び理由の通知を規定していることから、苦情に対応する仕組みについても法律で規定することが適當であると考えている。

- 4 本ペーパーの1において、苦情に対応するための仕組みを設けることの理由の一つとして、「一度行った適性評価の判断について行政機関の長が再検討する機会が設けられていない」とありますが、この再検討あるいは再評価の仕組みについて、現時点において、検討

されている内容をご教示いただきたい。(平成24年12月21日付け)

(回答)

苦情を申し出た者から、適性評価の結果及び理由に関する不満、不服、疑問を聴取し、これと行政機関の長が適性評価の調査のために取得した情報との間に齟齬がないかの確認を行い、この結果、重大な事実誤認等が判明した場合には、一度行った適性評価の結果を見直すことなどを検討している。

## 苦情への対応

### (苦情への対応)

第二十条 実施権者は、第十条（第十四条及び第十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により職員に開示された定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価の結果に関する職員の苦情その他人事評価に関する職員の苦情について、内閣府令で定めるところにより、適切に対応するものとする。

2 職員は、前項の苦情の申出をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けない。

#### 1. 苦情への対応（40頁・41頁「苦情への対応イメージ」参照）

(1) 本条における苦情への対応は、人事評価制度への信赖性を確保するための措置として規定している。

(2) 本来、人事評価は、任用・給与・分限その他人事管理の基礎として活用されるツールとなるものではあるが、それ自体はあくまで職員の執務の状況を的確に把握・記録するものである。人事評価をいかに活用するかについては、人事評価制度の範囲ではなく、任用・給与・分限などそれぞれの制度において規定されるものであり、人事評価自体は、勤務条件ではないと改正國公法の検討においても改めて確認されているところである。

また、人事評価の結果については上述のとおり、それそのものでは（任用・給与等へ活用される前は）職員の身分関係を即時・直接動かせしめるものではない。「行政処分」は「行政が優越的な公権力の行使として、内容、時期、方法を明らかにした行為を行っていなければならず、その行為によって法律上の権利義務関係が直接的に変動し、一定の法律効果を生じているものでなければならない」（鹿児島重治『逐条 国家公務員法』学陽書房 714頁）とされているところ、従って、人事評価の結果は行政不服審査法の対象とならないと解されることから、人事評価の結果等人事評価に関する苦情については、運用レベルで対応すべきものと考える。

※ 國家公務員法においては、分限処分や懲戒処分についてのみを不服申立制度（人事院の既存制度たる「不利益処分審査請求」）の対象としており、給与の決定に関しては人事院の「給与決定審査申立」の対象となる。なお、人事評価の結果それ自体に対する苦情は人事院の「苦情相談」の対象とはなり得ても本人救済の観点からの実効性は薄い。

※ 給与決定審査申立と行政不服審査法との関係については、「職員の給与の決定というものはその性質からみて同法にいう「処分」には該当せず、したがって、ともども公権力の行使についての違法、不当に關じ再考を求める 것을趣旨とする同法とは直接関係がないものと理解されている。」（鹿児島 前掲 642頁）

(3) 一方で、人事評価は人事管理の基礎として用いられる以上、職員の勤務条件に少なからず影響を与えるものであり、人事評価制度の円滑かつ適正な運用は不可欠であり、実際に人事評価は、評価期間中における業務遂行の状況や目標の達成状況を基に勤務成績の評価を行うところ、評価者と被評価者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられる。これらのことから、人事評価が十分に機能し円滑に運用されていくため、人事評価制度において、人事評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に彈力的に対応できる一定の措置を講ずる必要がある。

(4) 以上を踏まえ、本条では、被評価者による苦情に対して、適切に対応する義務を課す（第1項）とともに、苦情を申し出た職員が不利益な取扱いを受けないこと（第2項）といった原則のみを政令で規定することとし、苦情への対応の詳細については、その原則の範囲内で人事評価の運用のレベルで具体化を図ることとし、もって人事評

の円滑かつ適正な運用を確保することを考えるものである。

(5) 従って、苦情への対応については、各府省の人事評価実施規程で詳細に規定されることとなる。なお、内閣府令においては、人事評価実施規程において定めるに当たり必要最低限の事項を示すこととしている。

なお、本条の規定に基づく苦情への対応結果は、当然「処分」ではなく、苦情を申し出た職員に新たな権利を付与するものではないと解する。その結果に依然として不満がある場合には、上述した人事院の「苦情相談」に持ち込むこと等が考えられる。

## 2. 内閣府令で定める苦情への対応（第1項）

内閣府令では、苦情への対応の仕組みについて以下のとおり規定することを想定しているが、これを踏まえ、各府省は人事評価実施規程において具体的な細目（例：苦情相談員の指定、苦情処理の申出期間・申出の方法、苦情処理を行う体制等）を規定することとしている。

### （苦情への対応の仕組み）【内閣府令案】

第四条 令第二十条の規定に基づく苦情への対応は、人事評価実施規程において定める苦情相談及び苦情処理の二つの仕組みにより行うものとする。

- 2 苦情相談は、人事評価に関する苦情を幅広く受け付ける。
- 3 苦情処理は、開示された評価結果に関する苦情及び苦情相談で解決されなかった苦情のみを受け付ける。
- 4 職員の開示された評価結果に関する苦情の苦情処理への申出は、当該苦情に係る定期評価における能力評価若しくは業績評価又は特別評価に係る評価期間につき一回に限る。
- 5 苦情処理において開示された評価結果が適当であるかどうかについて審査が行われ、当該開示された評価結果が適当でないと判断された場合には、実施権者は、再び、評価者に令第九条第一項の評価を行わせ、又は調整者に同条第二項の調整を行わせるものとする。

なお、政令案第9条第3項においては、「実施権者は、調整者による調整（第七条第二項ただし書の規定により調整者を指定しない場合においては、評価者による評価）について審査を行い、適当でないと認める場合には調整者に再調整を（同項ただし書の規定により調整者を指定しない場合においては、評価者に再評価を）行わせた上で、人事評価実施規程に定める方法により、定期評価における能力評価が適当である旨の確認を行うものとする。」ことを規定しているところである。

この点については、苦情処理においてはいわば「実質的な観点」から当該評価結果について審査を行うものであり、その点、苦情処理の審査により評価者の評価に問題があったと判断されることも考えられ、この場合には実施権者は直接、評価者に再評価を指示することが適当であると考えられることから、府令においては実施権者の「再評価」の指示を規定しているところである。

また、上記内閣府令の第4項において、「…苦情処理の申出は、…一回に限る」と規定しているのは、

- ・評価結果を活用することとなることから、評価結果について早期に確定させる必要があること。
  - ・苦情への対応の仕組みは、人事評価制度の信頼性を確保することが目的ではあるが、一方で、人事評価は管理運営事務であり評価結果についても行政処分ではなく、人事評価はあくまで職員の勤務の状況を的確に把握・記録し、その結果を人事管理の基礎とすることを以て公務能率の増進に資することを目的とすること
- 等を考慮し、再審査請求を設けてまで殊更に強く被評価者の不利益回避を図ることは、公務の適正な運営上適切ではないと判断したためである。

お知らせ

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年2月6日 19:51

宛先: 八幡 浩紀(官邸・副長官補室); [REDACTED]

櫻井 壮太郎(副

長官補本室); [REDACTED]

丸山 洋平(安危本室); [REDACTED]

淡路

恵介(副長官補本室); [REDACTED]

関係省庁等担当各位

いつもお世話になっております。

先日に連絡した「特別秘密」を「特定秘密」に変更する件ですが、提出予定法案の件名が「特定秘密の保護に関する法律」と変更されましたので、お知らせします。

今後とも、どうぞよろしくお願いします。

\* \* \* \* \*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

**質問への回答について**

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年2月15日 15:23

宛先:

添付ファイル: 防衛省への回答.jtd (31 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED]様

いつも大変お世話になっております。

標記について別添のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

\* \* \* \* \*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

防衛省 担当官 殿

事務連絡  
平成25年2月15日  
内閣情報調査室

### 防衛省からの再意見（平成25年2月14日付け）に対する回答

標記について、貴省からの平成25年2月14日付け再意見等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

#### 記

1 適性評価制度と人事評価制度には共通する点があることから、苦情に対応する制度（以下、「苦情処理制度」という。）を適性評価において設けるという貴室の指摘には一定の理解はできます。

しかしながら、苦情処理制度を導入して職員が苦情を申し出た場合、その申出の原因となる適性を有すると認められなかつた理由が、「情報の取扱いに係る非違の経験」など、明らかに職員本人の過ち等によるものであり、かつ、その事実もある程度周囲の者も知り得るようなものであれば、苦情を申し出た者に対し十分に理由を説明の上納得させることができると思われますが、今般の苦情処理制度を導入するに当たり、特に問題となり得るのは、「特定有害活動との関係」が原因で適性を有しないと認められた者が、それを不服として苦情を申し出たときへの対応と思われます。

貴室における上記回答において、苦情の申出を行った者に対して、「適性を評価する際の具体的な判断基準等をつまびらかにすることなどを想定しているものではない。」とあり、さらには、「苦情の処理の結果の通知に当たっても、「適性評価の実効性及び円滑な実行を妨げない範囲で行うことを前提とするのは当然である。」との御指摘を踏まえれば、「特定有害活動との関係」で適性を有しないとされた者に対し、その具体的な理由を説明することは困難と思われますが、本人に対し具体的な理由が説明することができなければ、苦情を申し出た者の疑問や不満を解消することはできないものと考えられます（貴室において検討中の苦情処理制度が一度のみしか申出できないものなのか、あるいは人事評価制度における人事院同様の役割を貴室が果たすことになるのかは承知しておりませんが、仮に重ねて苦情の申出ができるのであれば、結果の通知に納得ができない者の中には、繰り返し苦情を申し出る者も想定されます。）。

また、別の観点として、中にはこの苦情処理制度を悪用して、適性評価の判断基準を明らかにすることを目的に利用する者が現れることも考えられます。

これらの点を踏まえれば、適性評価の実効性及び円滑な実行を妨げない範囲で苦情の処理を行うには相当困難があるものと考えられ、また、具体的な理由を直接本人に伝えないにせよ、苦情処理の過程でその意図することが伝わってしまえば、結局は適性評価の判断基準を公にすることにもなりかねません。

そのため、苦情処理制度を設けるという趣旨について一定の理解はできるものの、適性評価の判断基準等を対外的には公にしないことを前提に運用するのであれば、苦情処理制度は適性評価に馴染むものではなく、かえって、適性評価制度の安定的な運用を阻害し、苦情を申し出た者からも適性評価制度そのものに対して不信感を抱かせることになり得ると考えます。

その上でなお、貴室において、苦情処理制度を設ける必要があるとお考えになるの

であれば、法律案にある適性評価の調査事項（第7条第2項第1～7号）について、それぞれ適性を有しないと認めるケースを想定し、それに対する苦情処理の結果通知の案文等を具体的にお示し願いたい。

（回答）

貴省御指摘のとおり、「特定有害活動との関係に関する事項」を原因として適性を有しないと認められた場合、苦情の申出を行った者に対し、苦情の処理の結果の通知に当たり、本人に対し具体的な理由が説明できず、当該苦情の申出を行った者の疑問や不満を解消することが難しい場合も想定し得る。

しかしながら、（苦情の申出を行った者の疑問や不満を全て解消できればこれに越したことはないものの、）苦情に対応する仕組みにおいては、苦情の申出を契機として、行政機関の長の判断に影響を与えた情報に誤りがある場合にはこれを直す機会を制度的に担保することも目的であり、仮に苦情に対応する仕組みを設けないとした場合、適性を有しないと認めた旨を通知するときは、適性を有しないと認めた理由を通知することを規定した本法第7条第7項の趣旨を没却することになりかねない。したがって、苦情の申出を行った者の疑問や不満を解消することが難しい場合も想定し得ることを理由に、苦情に対応する仕組みを設けないのは、適性評価制度の在り方として適切とは考えられない。

また、苦情の申出を何度も認めるかについては、苦情の内容等にも依り、具体的な回数を一律に定めることは困難であるが、重ねて行われる苦情の申出に合理的理由がないと判断される場合には、当然のことながら、苦情への対応を打ち切ることがあり得ると考えている。

いずれにせよ、貴省がご懸念されるように、苦情の処理の過程で、適性評価の判断基準が明らかになることのないよう、苦情への対応の在り方については、その具体的な運用の在り方も含めて検討してまいりたいと考えており、その中で、適性評価の各調査事項について、苦情処理の結果の通知の在り方についても、検討を進めてまいりたい。

2 （苦情に対応する仕組みに関する政令案及び適性を有しないと認めた理由の通知と苦情への対応について）貴室の御検討の内容については、逐次情報提供をお願いいたします。

（回答）

苦情に対応する仕組みに関する政令案及び適性を有しないと認めた理由の通知と苦情への対応について、貴省を始め関係省庁の意見を踏まえつつ検討してまいりたいと考えており、適正な情報提供に努めたい。

3 検討中であると思われますが、重大な事実誤認等が判明し一度行った適性評価の判断の見直しを行う場合、新法案における根拠規定についてご教示願います。

（回答）

苦情の申出により、適性評価の調査のために取得した情報に重大な事実誤認等が判明した場合、行政機関の長は改めて必要な調査を行い、一度行った適性評価の結果を見直すことになるが、これらの調査や適性評価の見直しは、一度行った適性評価の一環と解される。

**質問への回答について**

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年2月15日 17:59

宛先:

添付ファイル: 130215 防衛省質問等への回答.jtd (29 KB)

防衛省 防衛政策局調査課 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になっております。

標記について別添のとおり回答しますのでよろしくお願ひします。

\* \* \* \* \*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]  
[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

(機密性2情報)

防衛省防衛政策局調査課 担当者 殿

事務連絡  
平成25年2月15日  
内閣情報調査室

「秘密保全新法に関する意見の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの2月14日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 貴室とのこれまでの議論を踏まえ改めて確認しますが、新法案第3条第1号（別表第一号「防衛に関する事項」）に掲げる事項について、「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うに当たっては、内閣の重要政策に関する情報の収集等を所管する内閣官房において指定する可能性のある一例を除き、我が国の「防衛」を所管する防衛省のみが判断し、特定秘密に指定することができる立場にあるとの理解に変更はありませんか。
- 2 1の理解に変更がないことを前提に、照会いただいた「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」を見ると、別表修正案における別表第1号「防衛に関する事項」から除かれている「防衛に関する事項」に係る別表第2号「外交に関する事項」のイ及びロについても、これを新法案第3条第1号に基づき、「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うに当たっては、内閣の重要政策に関する情報の収集等を所管する内閣官房において指定する可能性のある一例を除き、我が国の「防衛」を所管する防衛省のみが判断し、特定秘密に指定することができる立場にあると理解できますが、この理解でよろしいか。

なお、この理解でない場合や「内閣官房以外の他省庁も特定秘密に指定することができる」とのご回答の場合は、その理由を具体的にご教示いただきたい。

(回答)

1及び2のご質問に関しては、本法第3条第1項第1号に基づき特定秘密を指定するに際して、防衛に関して重要かどうかは、貴省と防衛政策を含めた重要政策の総合調整等をつかさどる内閣官房しか判断できないということではないか（平成24年4月25日の内閣法制局担当参事官の指摘）という点については、今回貴省に協議している同項及び別表の修正によって変更が生じるわけではありません。

3 別表修正案における別表第1号「防衛に関する事項」から除かれている「防衛に関する事項」に係る別表第2号「外交に関する事項」のイ及びロ、すなわち防衛に関する事項であって外交に関する事項でもある事項について、新法案第3条第1号においてはこれを「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされ、他方で、新法案第3条第2号においてはこれを「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされています。

この場合、いずれも同じ事項を同じ観点（「防衛」の観点）で特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされているように解されますが、これら双方の規定において、特定秘密の指定に係る判断にどのような違いがあるのか具体的にご教示いただきたい。

（回答）

別表第1号に係る同表第二号イからハに該当する事項については、第3条第1項第1号に規定する防衛上の観点又は同項第2号に規定する安全保障等の観点のいずれの観点からも特定秘密に指定し得る事項です。その指定の観点は、第3条第1項第1号と同項第2号とでは異なりますが、「我が国の防衛」と「我が国の安全保障等」が重なる範囲においては指定に係る判断に違いは生じないと考えられます。第3条第1項の規定については、今後、各省からの意見及び内閣法制局の指摘も踏まえ、引き続き検討して参りますが、貴省において現在の規定案で具体的な不都合があるのであれば、ご教示ください。

【防衛省】質問等の提出について

送信日時: 2013年2月14日 11:47

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

CC:

添付ファイル: 【防衛省】新法に係る質問等250214.docx (20 KB) ; 【防衛省】新法に係る質問等250214.jtd (40 KB)

内閣情報調査室 [REDACTED] 様

いつも大変お世話になります。

現在いただいている法制の検討資料について、添付のとおり、質問等を提出させていただきますので、よろしくお取り計らい願います。お願い申し上げます。

\*\*\*\*\*  
防衛省防衛政策局調査課  
情報保全企画室総括・保全班

[REDACTED]  
代表) 03-3268-3111  
内線) [REDACTED]

注意  
(機密性2情報)

平成25年2月14日  
防衛省調査課

内閣官房内閣情報調査室 御中

### 秘密保全新法に関する意見の提出について

標記について、貴室から照会いただいた「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」について、下記のとおり意見を提出しますので、宜しくお取り計らい願います。

#### 記

- 1 貴室とのこれまでの議論を踏まえ改めて確認しますが、新法案第3条第1号（別表第一号「防衛に関する事項」）に掲げる事項について、「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うに当たっては、内閣の重要政策に関する情報の収集等を所管する内閣官房において指定する可能性のある一例を除き、我が國の「防衛」を所管する防衛省のみが判断し、特定秘密に指定することができる立場にあるとの理解に変更はありませんか。
- 2 1の理解に変更がないことを前提に、照会いただいた「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」を見ると、別表修正案における別表第1号「防衛に関する事項」から除かれている「防衛に関する事項」に係る別表第2号「外交に関する事項」のイ及びロについても、これを新法案第3条第1号に基づき、「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うに当たっては、内閣の重要政策に関する情報の収集等を所管する内閣官房において指定する可能性のある一例を除き、我が國の「防衛」を所管する防衛省のみが判断し、特定秘密に指定することができる立場にあると理解できますが、この理解でよろしいか。  
なお、この理解でない場合や「内閣官房以外の他省庁も特定秘密に指定することができる」とのご回答の場合は、その理由を具体的にご教示いただきたい。
- 3 別表修正案における別表第1号「防衛に関する事項」から除かれている「防衛に関する事項」に係る別表第2号「外交に関する事項」のイ及びロ、すなわち防衛に関する事項

る事項であって外交に関する事項でもある事項について、新法案第3条第1号においてはこれを「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされ、他方で、新法案第3条第2号においてはこれを「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされています。

この場合、いずれも同じ事項を同じ観点（「防衛」の観点）で特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされているように解されますが、これら双方の規定において、特定秘密の指定に係る判断にどのような違いがあるのか具体的にご教示いただきたい。

注意

平成25年2月14日  
防衛省調査課

内閣情報調査室 担当官 殿

貴室からの回答（平成25年2月4日付）に対する再意見の提出について

標記について、貴室からの平成25年2月4日付け回答に対し、下記のとおり再意見を提出しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

1 「適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（案）」について（意見）（平成24年12月12日付け）

適性評価における苦情処理制度の導入については、当該制度の導入が、適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに真に寄与するか否かという観点から慎重かつ十分な検討を行う必要があるものと思料します。

具体的には、今般、貴室において参考とされている「人事評価制度における苦情処理制度」は、人事評価制度の公正性・透明性の確保と制度の信頼性を高めるため、苦情に適切に対応することが不可欠であり、かつ、日頃から当事者間のコミュニケーションを通じて、評価に対する疑問や不満等の解消を図ることが重要との観点から導入されたものと承知しています。

他方、適性評価制度に関しては、その調査事項等は法律に明記されるものの、調査結果に基づき適性を評価する際の具体的な判断基準、適性を否定する際の理由などについては、事柄の性質上、極めて機微な内容を含んでいるため、適性評価制度において苦情処理制度を設けたとしても、苦情申立者に対して、具体的・説得的な説明を行うことには一定の限界があるものと考えられることから、「制度の透明性の確保」や「当事者間のコミュニケーションを通じた疑問や不満の解消」といった苦情処理制度の目的が本当に達成できるか、さらには、適性評価制度における苦情処理制度の導入が、本当に適性評価制度の実効的かつ円滑な実施を担保することに寄与するのかについて、具体的な事例も想定しつつ、慎重な検討が必要と考えます。

（回答）

御指摘の人事評価における苦情申出制度については、「人事評価の基準、方法等に関する政令（平成21年政令第31号）逐条解説」（別添参照）にあるとおり、人事評価制度への信頼性を確保するための措置として規定されており、具体的には、

- ① 人事評価の結果については、それそのものでは職員の身分関係を即時・直接動かせしめるものではなく、行政不服審査法の対象とはならないこと。
- ② 一方で、人事評価は人事管理の基礎として用いられる以上、職員の勤務条件に少なからず影響を与えるものであること。
- ③ 実際に人事評価は、評価者と被評価者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。

から、人事評価が十分に機能し、円滑に運用されていくため、人事評価制度において、人事評価に対する職員の不満、不服、疑問といった苦情に弾力的に対応できる一定の措置を講ずる必要があることを理由として、苦情申出制度を設けていると承知している。

適性評価制度については、

- ① 適性評価は、評価対象者の権利義務を変動させるものではないことから、「処分

## 注意

- 「その他の公権力の行使」には該当せず、行政不服審査法の対象とはならないこと。
- ② 一方で、適性評価の結果、適性を有しないと認められた場合、行政機関の長は、その職員を特別秘密の取扱者から除外し、特別秘密を取り扱うことのない職に転任させたり、一定の場合には、上位の官職に就けないという事態も想定されるところから、適性評価の結果は、職員に事実上の影響を与えることが否定できないこと。
- ③ 適性評価の実施権者と評価対象者の間において、事実関係の認識等に齟齬が生じることも考えられること。
- ④ 適性評価は、評価対象者本人が通常把握されることを想定していないプライバシーに深く関わる個人情報についても行政機関の長が取得する制度であることから、本人の理解を得て円滑に運営する必要があること。
- から、人事評価と共に通する面を有する適性評価制度においても、人事評価と同様に適性評価に対する職員の苦情に対応するための仕組みを設けることが必要であると考えている。また、そもそも、適性を有しないと認めた旨を通知するときは、適性を有しないと認めた理由を通知することを本法で規定することとしたのは、行政機関の長の判断に影響を与えた情報に誤りがあるのではないかといった評価対象者の疑問に可能な限り答えようという側面もあり、適性評価制度の苦情に対応する仕組みを設けることは、これを制度的に担保することにもなる。

なお、苦情の申出に対しては、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知することが必要であるが、これは、苦情の申出を行った者に対して、適性を評価する際の具体的な判断基準等をつまびらかにすることなどを想定しているものではない。適性を有しないと認めた理由を通知するに当たっては、適性評価の実効性及び円滑な実施を妨げない範囲で行うこととしているところであり、苦情の処理の結果の通知に当たっても、これを前提とするのは当然である。

### (意見)

→ 適性評価制度と人事評価制度には共通する点があることから、苦情に対応する制度（以下、「苦情処理制度」という。）を適性評価において設けるという貴室の指摘には一定の理解はできます。

しかしながら、苦情処理制度を導入して職員が苦情を申し出た場合、その申出の原因となる適性を有すると認められなかった理由が、「情報の取扱いに係る非違の経歴」など、明らかに職員本人の過ち等によるものであり、かつ、その事実もある程度周囲の者も知り得るようなものであれば、苦情を申し出た者に対し十分に理由を説明の上納得させることができるとと思われますが、今般の苦情処理制度を導入するに当たり、特に問題となり得るのは、「特定有害活動との関係」が原因で適性を有しないと認められた者が、それを不服として苦情を申し出たときへの対応と思われます。

貴室における上記回答において、苦情の申出を行った者に対して、「適性を評価する際の具体的な判断基準等をつまびらかにすることなどを想定しているものではない。」とあり、さらには、苦情の処理の結果の通知に当たっても、「適性評価の実効性及び円滑な実行を妨げない範囲で行うことを前提とするのは当然である。」との御指摘を踏まえれば、「特定有害活動との関係」で適性を有しないとされた者に対し、その具体的な理由を説明することは困難と思われますが、本人に対し具体的な理由

## 注意

が説明することができなければ、苦情を申し出た者の疑問や不満を解消することはできないものと考えられます（貴室において検討中の苦情処理制度が一度のみしか申出できないものなのか、あるいは人事評価制度における人事院同様の役割を貴室が果たすことになるのかは承知しておりますが、仮に重ねて苦情の申出ができるのであれば、結果の通知に納得ができない者の中には、繰り返し苦情を申し出る者も想定されます。）。

また、別の観点として、中にはこの苦情処理制度を悪用して、適性評価の判断基準を明らかにすることを目的に利用する者が現れることも考えられます。

これらの点を踏まえれば、適性評価の実効性及び円滑な実行を妨げない範囲で苦情の処理を行うには相当困難があるものと考えられ、また、具体的な理由を直接本人に伝えないとせよ、苦情処理の過程でその意図することが伝わってしまえば、結局は適性評価の判断基準を公にすることにもなりかねません。

そのため、苦情処理制度を設けるという趣旨について一定の理解はできるものの、適性評価の判断基準等を対外的には公にしないことを前提に運用するのであれば、苦情処理制度は適性評価に馴染むものではなく、かえって、適性評価制度の安定的な運用を阻害し、苦情を申し出た者からも適性評価制度そのものに対して不信感を抱かせることになり得ると考えます。

その上でなお、貴室において、苦情処理制度を設ける必要があるとお考えになるのであれば、法律案にある適性評価の調査事項（第7条第2項第1～7号）について、それぞれ適性を有しないと認めるケースを想定し、それに対する苦情処理の結果通知の案文等を具体的にお示し願いたい。

## 2 「適性評価と苦情に対応するための仕組みについて（案）」について（質問）

① 2の（2）の条文イメージにおいて、「政令で定めるところにより」とありますが、現段階において、政令で定めることを考えている内容をご教示いただきたい。（平成24年12月12日付け）

1 本ペーパーの2の条文イメージ（第7条第9項）において、「政令で定めるところにより」とありますが、現段階において、政令で定めることを考えている内容をご教示いただきたい。【平成24年12月12日付質問と同じ】（平成24年12月21日付け）

（回答）

現段階において、政令では、

○ 苦情の申出は書面により行うものとすること

○ 行政機関の長又は警察本部長は、苦情の申出を受けたときは、これを誠実に処理し、処理の結果を苦情の申出をした者に通知しなければならないことなどを規定することを検討している。

② 苦情処理に関する枠組みが有効に機能するか否かは、既に当省より質問している「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内」において行うとされる適性評価の結果の通知における説明内容によるところが大きいと考えられるが、この「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」について、その後の検討内容についてご教示いただき

注意

たい。(平成24年12月12日付け)

- 2 苦情処理に関する枠組みが有効に機能するか否かは、既に当省より質問している「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲内」において行うとされる適性評価の結果の通知における説明内容によるところが大きいと考えられますが、この「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」について、その後の検討内容についてご教示いただきたい。【平成24年12月12日付質問と同じ】

なお、仮に不満に対応する仕組みを設ければ、適性を有するかどうかの判断について裁量を有する行政機関の長が、不満への対応に注意を払うあまり、もううリスクに対して厳格な判断をすることを躊躇するおそれがあるため、先般、平成24年12月12日付質問の1においても申し上げましたが、具体的な事例も想定しつつ、それに対して適切に対応ができるものなのなど、慎重な検討を行う必要があると考えます。そのためには、適性評価の結果の通知の内容と合わせて、適性評価に係る苦情に対応する仕組みを検討すべきと考えますが、この点、貴室のお考えをご教示いただきたい。(平成24年12月21日付け)

(回答)

適性を有しないと認めた理由について、その蓄積によって適性評価制度の評価基準を推測することが事実上可能となり得るような具体的な内容を通知することや、行政機関の長が評価対象者の知人その他の関係者に質問したり、公務所又は公私の団体に対して照会して報告を求めた結果、情報源を明らかにしないことを条件に得られた情報を通知することは、適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げることとなると考えられる。したがって、「適性評価の実効性及び円滑な実施の確保を妨げない範囲」とは、検討中ではあるが、例えば、情報源を秘匿する必要のない情報から得られた事実のうち、評価基準を推測することが事実上可能となり得るような具体的な内容に至らない程度のものが考えられる。

上記のような理由の通知をすることを前提に、苦情にも対応することとなると考えており、適性を有しないと認めた理由の通知と苦情への対応について、適切なものとなるよう、引き続き検討を進めたい。

(意見)

→ 貴室の御検討の内容については、逐次情報提供をお願いします。

- 3 本ペーパーにおいては、適性評価に係る苦情に対応する仕組みについて、法律に規定することを念頭に置かれていますが、適性評価は、本ペーパーにおいても記述されていますとおり、「評価対象者の権利義務を変動させるものでもない」ため、必ずしも法律の専属的所管事項ではないと考えられます。この点、当該仕組みのモデルとされている人事評価に係る苦情対応に係る規定については、政令において規定されています。

今般、適性評価に係る苦情に対応する仕組みについて、法律に規定する理由をご教示いただきたい。(平成24年12月21日付け)

(回答)

本法において、適性評価の結果及び理由の通知を規定していることから、苦情に対応する仕組みについても法律で規定することが適當であると考えている。

- 4 本ペーパーの1において、苦情に対応するための仕組みを設けることの理由の一つとし

【防衛省】質問等の提出について

[REDACTED]

送信日時: 2013年2月20日 19:24

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 【防衛省】新法に係る意見等(130220).jtd (36 KB)

[REDACTED]  
様

大変お世話になります。

大変恐縮ですが、添付のとおり、質問等を提出させていただきますので、何卒ご検討のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

なお、これに加え、現在、「適性評価制度における苦情に対応する仕組み」に関しましても室内で意見交換を重ねておりますので、場合によっては、後日質問等を提出させていただくことがあることを申し添えさせていただきます。

\*\*\*\*\*

防衛省防衛政策局調査課  
情報保全企画室総括・保全班

[REDACTED]  
代表) 03-3268-3111

内線) [REDACTED]

(機密性2情報)

平成25年2月20日  
防衛省調査課

内閣情報調査室 御中

秘密保全新法に関する意見の提出について

標記について、貴室からの2月15日付け回答に対し、下記のとおり質問等を提出しますので、宜しくお取り計らい願います。

記

- 1 貴室とのこれまでの議論を踏まえ改めて確認しますが、新法案第3条第1号（別表第一号「防衛に関する事項」）に掲げる事項について、「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うに当たっては、内閣の重要政策に関する情報の収集等を所管する内閣官房において指定する可能性のある一例を除き、我が国（「防衛」）を所管する防衛省のみが判断し、特定秘密に指定することができる立場にあるとの理解に変更はありませんか。
- 2 1の理解に変更がないことを前提に、照会いただいた「特別秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の現行案と修正案」を見ると、別表修正案における別表第1号「防衛に関する事項」から除かれている「防衛に関する事項」に係る別表第2号「外交に関する事項」のイ及びロについても、これを新法案第3条第1号に基づき、「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うに当たっては、内閣の重要政策に関する情報の収集等を所管する内閣官房において指定する可能性のある一例を除き、我が国（「防衛」）を所管する防衛省のみが判断し、特定秘密に指定することができる立場にあると理解できますが、この理解でよろしいか。

なお、この理解でない場合や「内閣官房以外の他省庁も特定秘密に指定することができる」とのご回答の場合は、その理由を具体的にご教示いただきたい。

(機密性2情報)

(回答)

1及び2のご質問に関しては、本法第3条第1項第1号に基づき特定秘密を指定するに際して、防衛に関して重要かどうかは、貴省と防衛政策を含めた重要政策の総合調整等をつかさどる内閣官房しか判断できないということではないか（平成24年4月25日の内閣法制局担当参事官の指摘）という点については、今回貴省に協議している同項及び別表の修正によって変更が生じるわけではありません。

3 別表修正案における別表第1号「防衛に関する事項」から除かれている「防衛に関する事項」に係る別表第2号「外交に関する事項」のイ及びロ、すなわち防衛に関する事項であって外交に関する事項でもある事項について、新法案第3条第1号においてはこれを「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされ、他方で、新法案第3条第2号においてはこれを「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされています。

この場合、いずれも同じ事項を同じ観点（「防衛」の観点）で特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされているように解されますが、これら双方の規定において、特定秘密の指定に係る判断にどのような違いがあるのか具体的にご教示いただきたい。

(回答)

別表第1号に係る同表第二号イからハに該当する事項については、第3条第1項第1号に規定する防衛上の観点又は同項第2号に規定する安全保障等の観点のいずれの観点からも特定秘密に指定し得る事項です。その指定の観点は、第3条第1項第1号と同項第2号とでは異なりますが、「我が国の防衛」と「我が国の安全保障等」が重なる範囲においては指定に係る判断に違いは生じないと考えられます。第3条第1項の規定については、今後、各省からの意見及び内閣法制局の指摘も踏まえ、引き続き検討して参りますが、貴省において現在の規定案で具体的な不都合があるのであれば、ご教示ください。

(再質問 1)

別表第 1 号は「防衛に関する事項」を、別表第 2 号は「外交に関する事項」を列記したものと理解しておりますが、この理解でよろしいですか。また、当省としては、これまでの議論を踏まえると、この別表の構成は当然維持されるものと考えますが、このように理解してよろしいですか。

(再質問 2)

(再質問 1 の理解でよい場合) 「別表第 1 号に係る同表第 2 号イからハに該当する事項」は、別表第 1 号 (= 防衛に関する事項) に係る事項であることから、「防衛に関する事項」に当たるが、別表第 2 号イからハのうち「防衛に関する事項」と重なるものは、別表第 2 号 (= 外交に関する事項) に列記されていることから、「外交に関する事項」にも当たると理解しますが、このように理解してよろしいですか。

(再質問 3)

貴室からいただいた回答に「別表第 1 号に係る同表第二号イからハに該当する事項については、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する防衛上の観点又は同項第 2 号に規定する安全保障等の観点のいずれの観点からも特定秘密に指定し得る事項です」とありますが、第 3 条第 2 号の「我が国の安全保障等」の観点で、防衛省以外の省庁（例えば外務省）が、「別表第 1 号に係る同表第 2 号イからハに該当する事項」を特定秘密に指定し得るというのは、当該事項が「防衛に関する事項」に該当するからではなく、あくまで「外交に関する事項」に該当するからという理解でよろしいですか。

(意見)

これまで、当省としては、「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断（新法案第 3 条第 1 号）は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものであり、仮に防衛省に協議がなされない場合、様々な不具合が生じかねないことを何度も申し上げてきました。

今回、貴室において、「別表第 1 号に係る同表第 2 号イからハに該当する事項については、第 3 条第 1 項第 1 号に規定する防衛上の観点又は同項第 2 号に規定する安全保障等の観点のいずれの観点からも特定秘密に指定し得る事項です。・・・「我が国の防衛」と「我が国の安全保障等」が重なる範囲においては指定に係る判断に違いは生じない」とお考えのことですが、御指摘のように「防衛」と「安全保障等」の重なる範囲内で、指定に係る判断に違いが生じないのであれば、別表第 1 号に係る同表第 2 号イからハに該当する事項（つまり防衛に関する

(機密性 2 情報)

事項)について、その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるかどうかの判断（新法案第3条第2号）を行うに当たって、仮に、防衛省に協議がなされない場合には、冒頭で記述したことと同様の様々な不具合が生じかねないと考えられます。

したがって、別表第1号に係る同表第2号イからハに該当する事項を、新法案第3条第2号に基づき、防衛省以外の省庁が特定秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくか、あるいは、新法案第3条第2号においては、防衛省以外の省庁が「防衛」の観点から指定することのないように、同号の「我が国の安全保障等」から「防衛」を除いていただくようお願いします。

注意

て、「一度行った適性評価の判断について行政機関の長が再検討する機会が設けられていない」とありますが、この再検討あるいは再評価の仕組みについて、現時点において、検討されている内容をご教示いただきたい。(平成24年12月21日付け)

(回答)

苦情を申し出た者から、適性評価の結果及び理由に関する不満、不服、疑問を聴取し、これと行政機関の長が適性評価の調査のために取得した情報との間に齟齬がないかの確認を行い、この結果、重大な事実誤認等が判明した場合には、一度行った適性評価の結果を見直すことなどを検討している。

(意見)

→ 検討中であると思われますが、重大な事実誤認等が判明し一度行った適性評価の判断の見直しを行う場合、新法案における根拠規定についてご教示願います。

**【機2】FW: 別表修正案についての外務省意見**

内調職員253(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年2月25日 18:38

宛先: 内調職員107(内閣情報調査室)

添付ファイル: 別紙1:外務省意見.docx (22 KB)

差出人: [REDACTED]

送信日時: 2013年2月25日 18:29

宛先: 内調職員253 (内閣情報調査室)

件名: 別表修正案についての外務省意見

内調 [REDACTED] 様

お世話になっております。

別添にて当省意見（セット版）を送付させて頂きますので宜しくお願ひいたします。

先ほど送付したものとほぼ変わりありませんが、条文末に一文字追加したのと、国際約束の説明を一部修正しています。

宜しくお願ひいたします。

外務省 [REDACTED]

特定秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の修正案に対する意見

平成25年2月25日  
外務省

1月28日付け貴室修正案に關し、当省案を次のとおり提出するので、しかるべき検討の上、貴室意見を回答願いたい。

《当省新規案》(赤字は現行案からの修正部分)

二 外交に関する事項であつて、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る施策の目標若しくはこれを達成するための計画、  
国際情勢その他の情勢の変化に応じた対応策、又は外国の政府又は国際機関  
との交渉若しくは協力の方針

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉における当事  
者の立場又は交渉の過程

ハ 情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき保護を必要とする情報、  
その他の外交に關し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報(イ及び  
ロに掲げるものを除く。)

二 ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号

なお、上記修正についての主要な考え方は次のとおりである。

イについて

外交上の施策の方針は、貴室修正案で規定されている交渉や協力の具体的な機会に合わせて立てるものには限られず、懸案となっている問題や我が国の国益を増進させるための課題について取り組むための施策の目標や計画、さらには、関係国の軍事動向などを踏まえて策定する我が国の対応策などについても含む必要があるため、これらを追加的に規定した。

ロについて

貴室修正案を基に修正。他方、貴室修正案における「主張」という用語は、その場で発言された内容のみを対象とするような限定感の強い規定となっている。交渉においては、発言がなされた意図や背景等の周辺情報を含めた包括的情報が重要となることから、これらを含めたより適切な表現として「立場」との文言を用いる。

なお、ここで使用している「立場」の意味としては、「その人が置かれている、地位・

境遇・条件など。」との意味と、「物の見方・考え方。見地。立脚点。」の2つの意味を含む(大辞林より引用)。

#### ハについて

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する情報の例示として、「情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき保護を必要とする情報」を前段においた。

国際約束に基づいて提供される情報は、我が国の国内法に基づき保護することを前提に提供される情報であり、かかる特定の規範力の確立によって成り立っている枠組みの下でやり取りされる情報であるため、情報の内容そのものの漏えいに加え、かかる規範性が破られることによっても我が国の安全保障等を損なう側面を持つとの特徴を持つ。

その上で、類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを本別表で明らかにすべきであることを踏まえると、国際約束に基づいて提供される情報は、上記のとおり他とは異なる特徴を持つ上、かかる情報の漏えいは特に積極的に防止すべきとの観点から、本別表上で明示的に規定しておくことが必要なものである。

#### ニについて

貴室案にある末尾括弧書き(「除く」規定)を削除。二の規定は元々ハに掲げるものを対象としているため、イ及びロに掲げるものを除く必要がないため。

#### ホについて

貴室案にある末尾括弧書き(「除く」規定)を削除。イ及びロに掲げるものも本項の対象となり得るため。

### 《法令用語の先例》

#### ●国際情勢その他の情勢の変化

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法  
(平成二十四年六月二十七日法律第五十二号)(この法律の廃止)

#### 第二条

この法律は、イランをめぐる◆国際情勢その他の情勢の変化◆により、特定タンカーについて、特定タンカー所有者損害をてん補するための保険契約であってその保険金額が第二条第十一号ロの政令で定める金額以上のものの締結が可能であると認められるに至ったとき、又は特定運航が行われなくとも国民生活の安定及び国民

経済の円滑な運営に支障を生じないと認められるに至ったときは、速やかに、廃止するものとする。

●対応策

出入国管理及び難民認定法第二十条の二第二項の基準を定める省令  
(平成二十一年十二月二十五日法務省令第五十一号)

第一条

八 実習実施機関が、技能実習生が技能実習第二号イに応じた活動を継続することが不可能となる事由が生じた場合は、直ちに、地方入国管理局に当該事実及び◆対応策◆を報告することとされていること。

原子力災害対策特別措置法

(平成十一年十二月十七日法律第百五十六号)

第四条の二

国は、大規模な自然災害及びテロリズムその他の犯罪行為による原子力災害の発生も想定し、これに伴う被害の最小化を図る観点から、警備体制の強化、原子力事業所における深層防護の徹底、被害の状況に応じた◆対応策◆の整備その他原子力災害の防止に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

●当事者の立場

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則  
(平成十二年十一月十七日総理府令第百二十九号)  
(書面の交付)

第二百四十六条

法第二百三条第一項第二号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 売買の別、有価証券現実数値(金融商品取引法第二十八条第八項第三号ロに規定する有価証券現実数値をいう。)が有価証券約定数値(同号ロに規定する有価証券約定数値をいう。)を上回った場合に金銭を支払う立場の当事者となるか若しくは当該金銭を受領する立場の当事者となるかの別又はオプション(金融商品取引法第二条第一項第十九号に規定するオプションをいう。第二百七十二条第一項第八号において同じ。)を付与する立場の当事者となるか若しくは取得する立場の当事者となるかの別その他取引における◆当事者の立場◆を示すものであって、これらに準ずるもの

●立場

自然環境保全法

(昭和四十七年六月二十二日法律第八十五号)

(国等の責務)

第二条

国、地方公共団体、事業者及び国民は、環境基本法(平成五年法律第九十一号)第三条から第五条までに定める環境の保全についての基本理念にのつとり、自然環境の適正な保全が図られるように、それぞれの◆立場◆において努めなければならない。

(了)

**回答の送付について**

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年2月27日 16:20

宛先:

添付ファイル: 130227 外務省意見への回答.jtd (43 KB)

外務省 [REDACTED] 様

お世話になっています。

別添のとおり回答を送付しますのでよろしくお願ひします。

\* \* \* \* \*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

外務省 担当者 殿

事務連絡  
平成25年2月27日  
内閣情報調査室

「特定秘密の保護に関する法律第3条第1項及び別表の修正案に対する意見」に対する回答について

標記について、貴省からの2月25日付けご意見に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1. 貴省のご意見について

《貴省案》(青字は当室案からの修正部分)

二 外交に関する事項であって、次に掲げるもの

イ 我が国の安全保障等に係る施策の目標若しくはこれを達成するための計画、国際情勢その他の情勢の変化に応じた対応策、又は外国の政府又は国際機関との交渉若しくは協力の方針

ロ 我が国の安全保障等に係る外国の政府又は国際機関との交渉における当事者の立場又は交渉の過程

ハ 情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき保護を必要とする情報、その他の外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する重要な情報(イ及びロに掲げるものを除く。)

ニ ハに掲げる情報の収集整理又はその能力

ホ 外務省本省と在外公館との間の通信その他の外交の用に供する暗号  
イについて

外交上の施策の方針は、貴室修正案で規定されている交渉や協力の具体的な機会に合わせて立てるものには限られず、懸案となっている問題や我が国の国益を増進させるための課題について取り組むための施策の目標や計画、さらには、関係国の軍事動向などを踏まえて策定する我が国の対応策などについても含む必要があるため、これらを追加的に規定した。

(回答)

(1)当方の別表案イにおいては、外務省設置法第4条第2号及び第3号を参考としつつ、外交上の主要な施策として外国政府又は国際機関との交渉と協力を例示したものであるが、ご指摘の「懸案となっている問題」の解決、「我が国」

国益を増進させるための課題」への取組、「関係国の軍事動向などを踏まえて策定する我が国の対応」は、外国政府又は国際機関との交渉と協力等の施策として行われるものであると考えられるところ、当方の別表案イでは具体的にいかなる事項が含まれないこととなるため貴省として不都合であるのか、ご説明頂きたい。

また、施策の目標を達成するための「計画」とはいかなるものであるか、具体的に教示頂きたい。

(2) 当方としては、以下の理由から、(1)に関しての説得力のあるご説明がない限り、当方の別表案を維持したい。

① 貴省案では例示等により「施策」が限定されておらず、修正前の「重要施策の方針」との文言が包括的なのでより具体的かつ細分化して規定すべきとの内閣法制局からの指摘(平成24年12月5日)を踏まえたものとなっていない。

② 「国際情勢その他の情勢の変化に応じた対応策」又は「外国の政府又は国際機関との交渉若しくは協力の方針」が、「我が国の安全保障等」に係るものであるのか否かが不明確である。

#### 口について

貴室修正案を基に修正。他方、貴室修正案における「主張」という用語は、その場で発言された内容のみを対象とするような限定感の強い規定となっている。交渉においては、発言がなされた意図や背景等の周辺情報を含めた包括的情報が重要となることから、これらを含めたより適切な表現として「立場」との文言を用いる。

なお、ここで使用している「立場」の意味としては、「その人が置かれている、地位・境遇・条件など。」との意味と、「物の見方・考え方。見地。立脚点。」の2つの意味を含む(大辞林より引用)。

#### (回答)

(1) 別表では特定秘密に指定すべき事項を限定的に規定しようとしているところ、その内容として「包括的情報」を含めるために「立場」という文言を用いることは、限定的に規定する趣旨に逆行することとなると考えられる。その上で、「発言がなされた意図や背景等の周辺情報を含めた包括的情報」のうち、当方の別表案の「当事者の主張」以外の情報で、いかなるものが本号に含まれないことにより貴省にとって不都合なのか、具体的にお示しいただきたい(例えば、発言がなされた意図や背景等の周辺情報は、発言内容そのものなのか。発言内容でないであれば、それは我が方又は相手方のいずれのもので、どのようにして情報を入手するのか、などが明らかでなく、本号の対象とすべき事項であるか否か判断できない)。

また、貴省ご指摘の意味での「立場」には、交渉における当事者の主張、特に交渉において発言された内容は含まれるのかご教示いただきたい。

(2)当方としては、(1)に関しての説得力のあるご説明がない限り、当方の別表案を維持したい。

#### ハについて

外交に関し収集した我が国の安全保障等に関する情報の例示として、「情報の保護に関する条約その他の国際約束に基づき保護を必要とする情報」を前段においた。

国際約束に基づいて提供される情報は、我が国の国内法に基づき保護することを前提に提供される情報であり、かかる特定の規範力の確立によって成り立っている枠組みの下でやり取りされる情報であるため、情報の内容そのものの漏えいに加え、かかる規範性が破られることによっても我が国の安全保障等を損なう側面を持つとの特徴を持つ。

その上で、類型的に秘匿する必要性が高いと認められるものを本別表で明らかにすべきであることを踏まえると、国際約束に基づいて提供される情報は、上記のとおり他とは異なる特徴を持つ上、かかる情報の漏えいは特に積極的に防止すべきとの観点から、本別表上で明示的に規定しておくことが必要なものである。

#### (回答)

(1)「情報の保護に関する条約」の定義及び法律で当該文言を用いることが適切である根拠(用例等)をお示し頂きたい。

(2)「情報の保護に関する条約その他の国際約束」として、具体的にいかなる条約等を想定しているのか。

また、本号は外交に関する事項を規定しているところ、当該国際約束に基づき提供される情報は、相手国政府のいかなる機関から我が国のいかなる行政機関に提供されるものを念頭に置いているのか。秘密軍事情報の保護のための秘密保持の措置に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定(以下「GSOMIA」という。)に基づき米国国防省から防衛省に直接提供される情報は、本号にいう国際約束に基づき提供される情報に該当するのか。ご説明頂きたい。

(3)国際約束に基づき提供される情報は全て我が国の安全保障等に関するものといえるのか(貴省のこれまでの説明では、いえないものと解される。)、あるいは、貴省案はハに該当するものは国際約束に基づき提供される情報のうち我が国の安全保障等に関するものに限られるとの趣旨か、ご説明頂きたい。

(4)「規範性が破られることによっても我が国の安全保障等を損なう側面を持つ」とのことであるが、「規範性が破られること」がなぜ「我が国の安全保障等を損

なう」のか、詳細にご説明頂きたい。

(5) 貴省案においては、以下のような場合、ハに該当すると考えるのか、理由も併せてご説明頂きたい。

① 国際約束に基づき提供されるものではないが、外国の政府又は国際機関から特に秘匿することを条件として提供される情報

② 国際約束に基づき提供されるものであるが、その内容自体は特に秘匿を要するとまではいえない情報(例えば、GSOMIA、情報及び資料の保護に関する日本国政府と北大西洋条約機構との間の協定、情報の保護に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の協定においては、防衛秘密に指定されない秘密も対象となっていると認識しているところ)

(6) 当方としては、(1)から(5)に関しての説得力のあるご説明がない限り、当方の別表案を維持したい。

## 二について

貴室案にある末尾括弧書き（「除く」規定）を削除。二の規定は元々ハに掲げるものを対象としているため、イ及びロに掲げるものを除く必要がないため。

(回答)

ご指摘の「二の規定は元々ハに掲げるものを対象としているため」との理由については趣旨が明らかではないが、当方の別表修正案の「(イ及びロに掲げるものを除く。)」は、別表の各事項は重複がないよう規定すべきではないかとの内閣法制局からの指摘(平成24年12月14日)を受けて検討したところ、二に掲げる事項はイ及びロに掲げる事項と重複する内容を含み得ると考えられる(例えば、外交交渉で情報の収集整理又はその能力について取り扱われることもあり得る)ことから、当該部分を二から除き、イ及びロのみに規定するために追加したものである。したがって、当方の別表修正案を維持したい。

## 木について

貴室案にある末尾括弧書き（「除く」規定）を削除。イ及びロに掲げるのも本項の対象となり得るため。

(回答)

(1)「(イ及びロに掲げるものを除く。)」は、上記二についての回答と同じ理由から、木に掲げる事項はイ及びロに掲げる事項と重複する内容を含み得ると考えられる(例えば、外交交渉で情報の暗号について取り扱われることもあり得る)ことから、当該部分を木から除き、イ及びロのみに規定するために追加したものである。したがって、当方の別表修正案を維持したい。

(2)「在外公館との間」については、ご指摘の通り修正したい。

2. 第3条第1項第2号について

当方の第3条第1項に関する各省からの指摘等を踏まえ、同項第2号の規定による指定が外交の観点から行われることをより明確にするため、同号を以下のように修正したい。

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（中略）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であって、公になっていないもののうち、当該各号に定めるもの（中略）を特別秘密として指定するものとする。

- 一 （略）
- 二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に関する外交に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
- 三 （略）
- 2から5 （略）

**質問への回答について**

内調職員107(内閣情報調査室)

送信日時: 2013年2月27日 16:21

宛先:

添付ファイル: 130227 防衛省への回答.jtd (37 KB)

防衛省 [REDACTED] 様

お世話になっています。

別添のとおり回答しますのでよろしくお願いします。

\* \* \* \* \*

内閣官房内閣情報調査室総務部

[REDACTED]

[REDACTED]

Tel 03-5253-2111 (内線 [REDACTED])

[REDACTED] (直通)

Fax 03-3592-2307

\* \* \* \* \*

(機密性2情報)

防衛省防衛政策局調査課 担当者 殿

事務連絡  
平成25年2月27日  
内閣情報調査室

「秘密保全新法に関する意見の提出について」に対する回答について

標記について、貴省からの2月20日付け質問等に対し、下記のとおり回答するので、宜しくお取り計らい願います。

記

1及び2 (略)

3 別表修正案における別表第1号「防衛に関する事項」から除かれている「防衛に関する事項」に係る別表第2号「外交に関する事項」のイ及びロ、すなわち防衛に関する事項であって外交に関する事項でもある事項について、新法案第3条第1号においてはこれを「その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされ、他方で、新法案第3条第2号においてはこれを「その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの」かどうかを見極め特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされています。

この場合、いずれも同じ事項を同じ観点（「防衛」の観点）で特定秘密に指定するかどうかの判断を行うこととされているように解されますが、これら双方の規定において、特定秘密の指定に係る判断にどのような違いがあるのか具体的にご教示いただきたい。

(回答)

別表第1号に係る同表第二号イからハに該当する事項については、第3条第1項第1号に規定する防衛上の観点又は同項第2号に規定する安全保障等の観点のいずれの観点からも特定秘密に指定し得る事項です。その指定の観点は、第3条第1項第1号と同項第2号とでは異なりますが、「我が国の防衛」と「我が国の安全保障等」が重なる範囲においては指定に係る判断に違いは生じないと考え

(機密性 2 情報)

られます。第3条第1項の規定については、今後、各省からの意見及び内閣法制局の指摘も踏まえ、引き続き検討して参りますが、貴省において現在の規定案で具体的な不都合があるのであれば、ご教示ください。

(再質問 1)

別表第1号は「防衛に関する事項」を、別表第2号は「外交に関する事項」を列記したものと理解しておりますが、この理解でよろしいですか。また、当省としては、これまでの議論を踏まえると、この別表の構成は当然維持されるものと考えますが、このように理解してよろしいですか。

(回答)

別表第1号は「防衛に関する事項」を、同表第2号は「外交に関する事項」をそれぞれ列挙したものであるという点については、貴見の通りです。また、このような別表案の規定の方法については、今後、貴省及び各省からの意見並びに内閣法制局の指摘も踏まえ、引き続き検討して参ります。

(再質問 2)

(再質問 1 の理解でよい場合) 「別表第1号に係る同表第2号イからハに該当する事項」は、別表第1号 (=防衛に関する事項) に係る事項であることから、「防衛に関する事項」に当たるが、別表第2号イからハのうち「防衛に関する事項」と重なるものは、別表第2号 (=外交に関する事項) に列記されていることから、「外交に関する事項」にも当たると理解しますが、このように理解してよろしいですか。

(回答)

ご指摘の別表第1号に係る同表第2号イからハに該当する事項は、別表の各事項は重複がないよう規定すべきではないかとの内閣法制局からの指摘(平成24年12月14日)及び貴省等から頂いた意見(平成25年1月10日付け)等を踏まえ、修正前の別表案では第1号と第2号のいずれにも該当すると考えられるため、修正後の別表においては第1号から除き第2号のみに規定することとしましたが、本来、「防衛に関する事項」にも該当し得るものであるので、引き続き第3条第1項第1号により特定秘密に指定できることとしたものです。

(再質問 3)

貴室からいただいた回答に「別表第1号に係る同表第二号イからハに該当する事項については、第3条第1項第1号に規定する防衛上の観点又は同項第2号に規定する安全保障等の観点のいずれの観点からも特定秘密に指定し得る事項です」とありますが、第3条第2号の「我が国の安全保障等」の観点で、防衛省以外の省庁（例えば外務省）が、「別表第1号に係る同表第2号イからハに該当する事項」を特定秘密に指定し得るというのは、当該事項が「防衛に関する事項」に該当するからではなく、あくまで「外交に関する事項」に該当するからという理解でよろしいですか。

(回答)

貴見の通りです。

(意見)

これまで、当省としては、「防衛に関する事項」について、その漏えいが我が国の防衛に著しく支障を与えるかどうかの判断（新法案第3条第1号）は、防衛省が最もそれを適切に判断できるものであり、仮に防衛省に協議がなされない場合、様々な不具合が生じかねないことを何度も申し上げてきました。

今回、貴室において、「別表第1号に係る同表第2号イからハに該当する事項については、第3条第1項第1号に規定する防衛上の観点又は同項第2号に規定する安全保障等の観点のいずれの観点からも特定秘密に指定し得る事項です。・・・「我が国の防衛」と「我が国の安全保障等」が重なる範囲においては指定に係る判断に違いは生じないとお考えとのことです、御指摘のように「防衛」と「安全保障等」の重なる範囲内で、指定に係る判断に違いが生じないのであれば、別表第1号に係る同表第2号イからハに該当する事項（つまり防衛に関する事項）について、その漏えいが我が国の安全保障等に著しく支障を与えるかどうかの判断（新法案第3条第2号）を行うに当たって、仮に、防衛省に協議がなされない場合には、冒頭で記述したことと同様の様々な不具合が生じかねないと考えられます。

したがって、別表第1号に係る同表第2号イからハに該当する事項を、新法案第3条第2号に基づき、防衛省以外の省庁が特定秘密に指定するに当たっては、事前に、防衛省に協議を行っていただくか、あるいは、新法案第3条第2号においては、防衛省以外の省庁が「防衛」の観点から指定することのないように、同号の「我が国の安全保障等」から「防衛」を除いていただくようお願いします。

(回答)

別表第1号に係る同表第2号イからハに該当する事項を外務省において第3条第1項第2号の規定により指定する場合には、外務省の所掌事務に基づいて、「我が国の安全保障等に著しく支障を与えるおそれがある」か否か判断されるものであり、「我が国の防衛に著しく支障を与えるおそれがある」か否かとは、判断の観点が異なります。したがって、このことのみをもって、貴省に協議が必要とは解することはできないと考えられます。しかしながら、当該事項は、貴省も保有している事項であると考えられ、外務省が第3条第1項第2号の規定により指定をする場合、共有事項として貴省は外務省から協議を受けるものと考えられます。なお、貴省からのご指摘等を踏まえ、第3条第1項第2号の規定による指定が外交の観点から行われることをより明確にするため、同号を以下のように修正します。

(特別秘密の指定)

第三条 行政機関の長（中略）は、当該行政機関についての次の各号に掲げる事項であつて、公になつていいもののうち、当該各号に定めるもの（中略）を特別秘密として指定するものとする。

- 一 （略）
  - 二 別表第二号に該当する事項 その漏えいが我が国の安全保障等に関する外交に著しく支障を与えるおそれがあるため、特に秘匿することが必要であるもの
  - 三 （略）
- 2から5 （略）